労働基準関係法令違反に係る公表事案

香川労働局　　最終更新日：令和8年9月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
七王工業（株）	香川県善通寺市	R7.11.12	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の13	フォークリフトを用いて作業を行うときに乗車席以外の箇所に労働者を乗せていたもの	R7.11.12送検
大同ゴム（株）	香川県丸亀市	R7.12.9	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条	機械の回転軸に附属する止め具について埋頭型のものを使用し、又は覆いを設けていなかったもの	R7.12.9送検
（株）Ａ．Ｓ．Ｅプランニング	香川県高松市	R8.2.19	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第341条	高圧の充電電路を取り扱う作業を行う際に、絶縁用保護具を着用させる等の感電防止措置を講じていなかったもの	R8.2.19送検
個人事業主	香川県高松市	R8.3.5	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者にフォークリフトを運転させたもの	R8.3.5送検
蓮井建設（株）	香川県高松市	R8.6.25	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第164条	ドラグ・ショベルを主たる用途以外の用途に使用させたもの	R8.6.25送検
（株）大山工業	香川県観音寺市	R8.9.4	最低賃金法第４条	労働者２名に、４か月間の定期賃金合計約139万円を支払わなかったもの	R8.9.4送検
特定非営利活動法人おかしの家	香川県坂出市	R8.9.24	最低賃金法第４条	労働者３名に、３か月間の定期賃金合計約218万円を支払わなかったもの	R8.9.24送検
（株）おとｃｒｅａｔｉｖｅ	香川県高松市	R8.9.24	最低賃金法第４条	労働者１名に、２か月間の定期賃金合計約70万円を支払わなかったもの	R8.9.24送検
（株）マスターエージェント	香川県高松市	R8.9.24	最低賃金法第４条	労働者３名に、４か月間の定期賃金合計約160万円を支払わなかったもの	R8.9.24送検
（株）すずや	香川県高松市	R8.9.24	労働基準法第39条	労働者１名に、年次有給休暇のうち５日の時季を定めず与えなかったもの	R8.9.24送検